

【史料紹介】義経虎巻 下

山田雄司

前号の『義経虎巻 上中』に引き続き、『義経虎巻 下』の翻刻を掲載する。底本としたのは伊賀流忍者博物館所蔵沖森文庫本である。

前号掲載部分については、早稲田大学図書館に祖本と考えられる版本が所蔵されているが、本号掲載部分については、今のところ他所に所蔵を確認できない。系図の藤秀郷から江維光の部分は、現在関係のない帖に綴じられているが、本来の場所に移して翻刻した。

なお、翻刻にあたっては、川崎伸太郎氏にご協力いただいた。記して感謝したい。

虎之巻 下巻

第三十三 敵を火にて責る秘術之事

子の方にむかひてこの印をむすふへし、その印明は右のつしを立、余の三指をは大はしの爪にておして、敵の方にむかひて三度去来してその印をはなち、三度は□かことくし、この神呪を三十一返満よ、真言に曰、

唵火利帝修靈(梵字二字)

(絵)

いつくともなく神火出来て、其敵をやきほろほすなり、もし家につきたる火も、敵消ともきえす、

第三十四 敵に引組たる時、太刀腰刀のつまりて拔ぬを出秘術之事

敵とさしつめあひ、互に勝負せんとする時、太刀かたなつまりて拔さる事あり、それは敵に調伏せられたる故なり、それをぬく事は、左右の手を以て敵とくみたれば、動すに及はずといへとも、心をひつしる。乾の方にむかひて、南無大徳利劔王天、唱へてこの神呪を満れば、そのつまりて拔ぬ太刀かたな抜て、その敵をうつなり、真言に曰、
唵劔靈頭嚙坦吠帝莎賀

第三十五 其身大將軍たらんに、兵を可退く時刻をしる事

敵とあひ戦事あらん時、陣をとるには、山をうしろにあて、海川を前にむかひてとるへし、若わかかたの兵よはるへき時、敵かつにのりて城をおしおとし、軍兵もうたるへき時は、うしろ口の山深山の連たるは、自然の事の為に立忍ふと思ふにも、若又よせたりといふにも、引時わつらひ有、いつれにも敵より上手をするには、その師かつ事を得へし、人に前せられぬれば、心打手に入故なり、本文に曰、前をする時は人を制し、後する時は人に制せらるといへり、敵を前後におき、心をゆるやかにもたせ、敵をたはかりぬ、

(繪)

第三十六 軍勝負早速にする秘術之事

その敵つよくして、年月をへてもうちしたかへかたくあらんには、早勝負をなさんとおもはゞ、巽たつみの方にむかひて内縛ないはくして、二中ちゆうしを立て宝ほうきやう形にして、この神呪三百五十二返満れば、

(繪)

三日かうちに勝負を決して、かつ事を得へし、真言に曰、
唵おん黒駄こくた謝帝しゃてい呬しや婆多ばた莎賀さか

第三十七 敵に疵を付すして打秘術之事

若人ありてその敵をうつに、きすをつけすしてうたんとおもはゞ、矢をときみかきて、その矢に牛班草きうはんさうの根を取てたゞきてその汁をぬりて射は、矢目もなく血もたれすして矢は外へ抜ぬけて、毒氣はうちへ入てしするなり、その牛班草といふは、人の首かうべのこれたるより生たるむくらなり、真言に曰、

唵おん鏡羅蜜慶陀莎賀けいださか

牛班草とは、深山に鷹の巢をかけたるしたに、むくらのやうなる草のかならず生たる、これをいふなり、これ極きはめたる早毒そうどくなり、これを取て矢に塗也、

第三十八 毒箭射たるを治する秘術之事

敵もし毒の箭にて射事ありて、巳すてにしすへからん時は、この人をさかさまにつるして、清水をかけてたて、扱すくしろかねを水にてすりのむへし、その人の齒をくひ合て口を咀すして、此の筒にて馬に薬をかふことくしてのますへし、毒の矢のあとをその刻かなならば刀かたなにて多りて紙に付て見れば、いまた毒氣あるには黄色なり、それを治する印明いんみやうの事、内縛ないはくにして小しをおのゝ立て、この真言を七返満れば、則存命するなり、

唵おん毒變どくへん謝寧しゃねい呬しや婆多ばた莎賀さか

(繪)

第三十九 軍兵をしたかふる秘術之事

軍陣に出あらそひ戦時、我かたの随兵、われをそむきて二心をもちたらんに付て、我かたのくんひやうよはくなるへくは、未申ひつしきるの方にむかひて、左右の手を内縛にして、左右のつしを立て、この神呪を三十六返満れば、たとひ心替りの兵なり共、そむく心をひるかへし、命をすて身をかるくして防きたゞかふなり、その神呪に云、 合掌印

唵おん都随とすい会靈けいりやう曾多そうた覽莎賀らんさか

(繪)

第四十 我を守へき兵具可見秘術之事

我物具の中に守となるへき兵具を見しる印明の事は、左の手を拳けんにして、中をくほめて大ほしを以て頭指づしの腹をおして、右の手を三度施無畏せむいにしてたれくたして、此神呪廿一返満れは、守となるへき兵具は、うこひて見ゆるなり、其真言に曰、

唵婆多那陀室慶莎賀

(繪)

第四十一 神通之弓を作る秘術之事

深山うしとらの良の角にあたりて、岩のうへにたゞ一本あらん梓木あつさのを立ながら、百日行おこなてこの神呪をこの印明にて加持して、百日に満する時切て弓とすれば、この弓にているに、鉄石七面てつせきしちめんはとをる、又紙一重ひとへをもとをさしと思へは、とおさゝるなり、人もひかねとも弦音つるしてしらするなり、その印は、右の無明指の爪を大ほしにて押おして、余の三指をはおの／＼張立て、順逆に三度つゝ加持かせよ、其真言に曰、

唵弓靈々々謝帝莎賀

(繪)

第四十二 神通之箭作秘術之事

七里ある濱はますかの、はけしく風の吹はらひたる所の石原いしはらに、風面おもて

へ末をなひかしたる野林の三年になるを切て、三七日檀だんに立て、この印明を以て朝あすに加持して、鷲じゆの羽を以てはくへし、これ神通の矢となるなり、その印明は左の中しをすくに立、余の四指よっしをは屈かめて右の手を拳けんにして、つしのかたはしを大ほしの腹にておして、順逆に三度まはして此真言を満よ、

唵賀廣地樓謝陀莎賀

(繪)

この箭を以て、いかなる尸縁まゑんあく悪鬼なり共射なり、鉄石をもとをし、又紙一重にもとまるなり、その主の心にまかせて、四町をもめぐりて本の手もとに帰り来る也、

已上兵法秘術之書四十二ヶ条如件、依有志其所相傳二之也、努々弟子三人之外不可傳此書、若於此法疑或不信之輩、忽此守護天童諸天之冥罰可蒙之者也、故不信輩不可聞名字也、

承曆二年 中納言匡房

丙三月十二日 在

檀作法之事

此四十二ヶ条并成就ほうの法次第、師弟子傳聞、此檀中太刀弟子之額ひたいに三度配、此神呪三返満、真言曰、

庵盧佐帝靈吠利哉莎賀

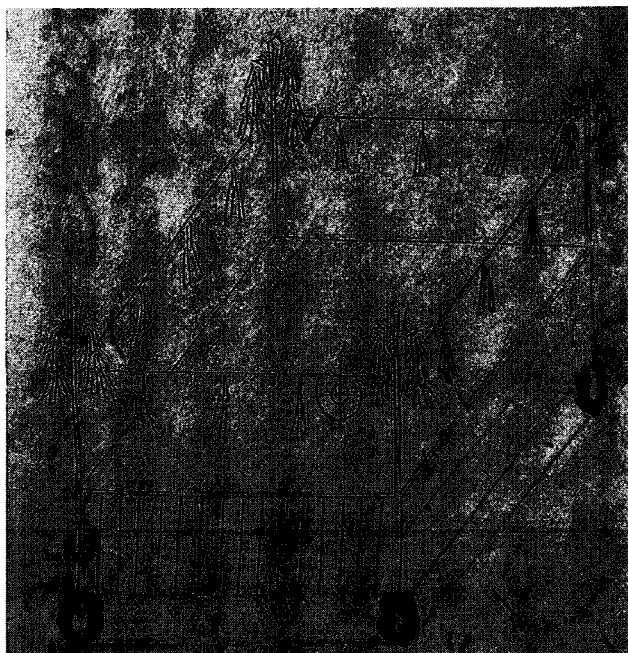
かくのごとくすれば、この太刀に九万八千の軍神みな乗居給へるか、弟子のかたへ居うつりて、弟子を守護し給ふなり、

兵法成就頓法之次第

常に居する所の成亥の角に檀を立て、新こもをしきて、たんの四の角に幣を立て、そのめぐりにしめをひき、幣の本に左右に赤白の飯をおく、酒の時菓子をもり、供物には檀中に清浄の器に西々味を入れて、その西々味のうへに行者の縁木にて散杖の如く、二おりて一尺四半に切て、十文字にちかひて、そのうへに白糸を以て八葉に蓮花をゆひて、その散杖のちかひめにそく飯にて付よ、扱夜ことに丑の時道場に入て、この呪一千返つゝ満よ、
庵廣賀伴婆羅謝駄吠莎賀

檀之作法之事

- 兵法相傳用物之次第
- 虎皮 二枚 一枚腰皮料
 - 紫檀脇足 一 一枚敷皮料
 - 金十両 軍神奉料
 - 蚊拂 一
 - 銀 一 檀直
 - 幣 四本 四角立
 - 机 一 檀料
 - 時菓子 檀供料



酒樽 一 軍神勸請之時供レ之也、

兵具縁

衣裳 一具 師録

鞍置馬 一疋 師録

此外之録任レ弟子之意、仍右如件、

承暦四年

三月十三日

中納言大江匡房判在

陸奥守殿師也



此四十二ヶ条并成就法之次第、師弟子ヨマハ讀、此檀中太刀弟子之額ヒクイニ

三度當、扱ろさて此神呪三反満、

唵盧佐帝靈伏利哉莎賀ろさていれひふくりや

かくのことくすれば、太刀に九万八千の軍神みなりの居給へるか、弟

子のかたへのりうつりて守護し給ふなり、

沙弥秋月判在

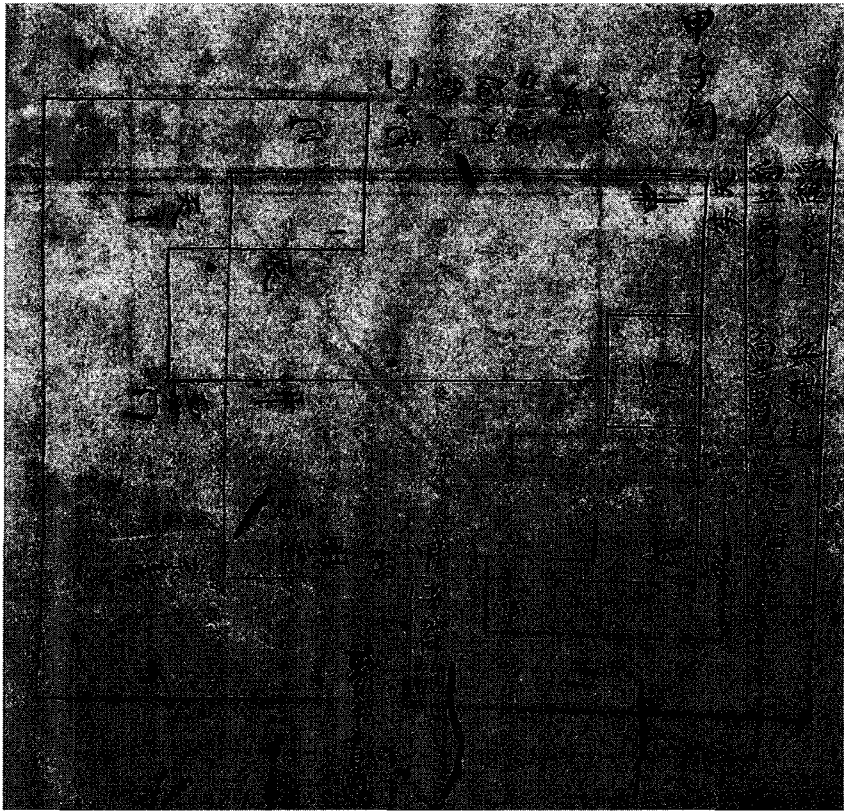
起請文曰

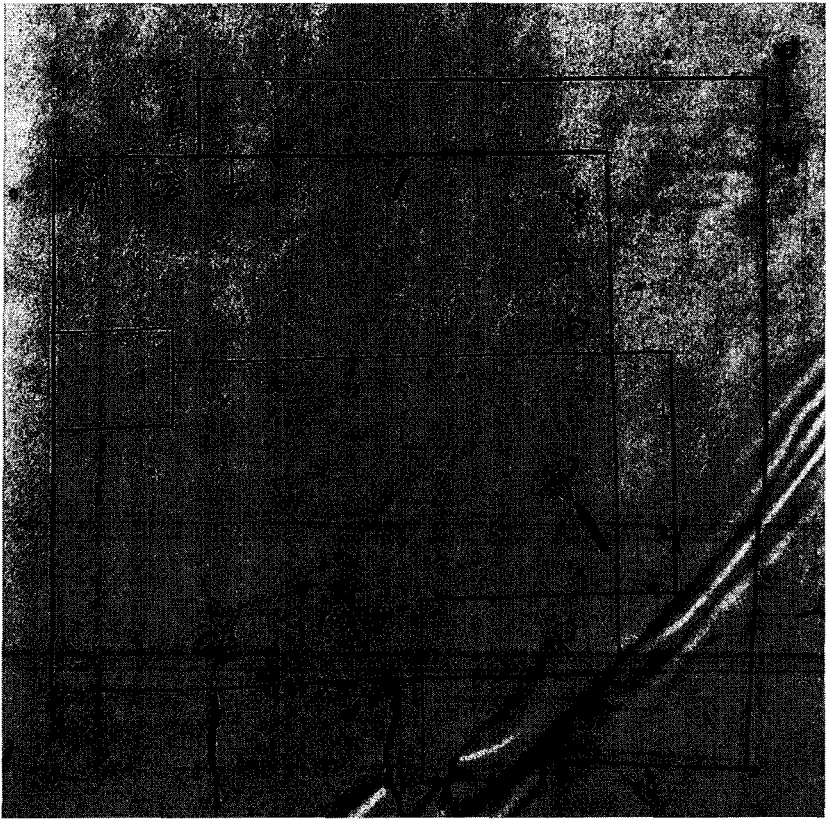
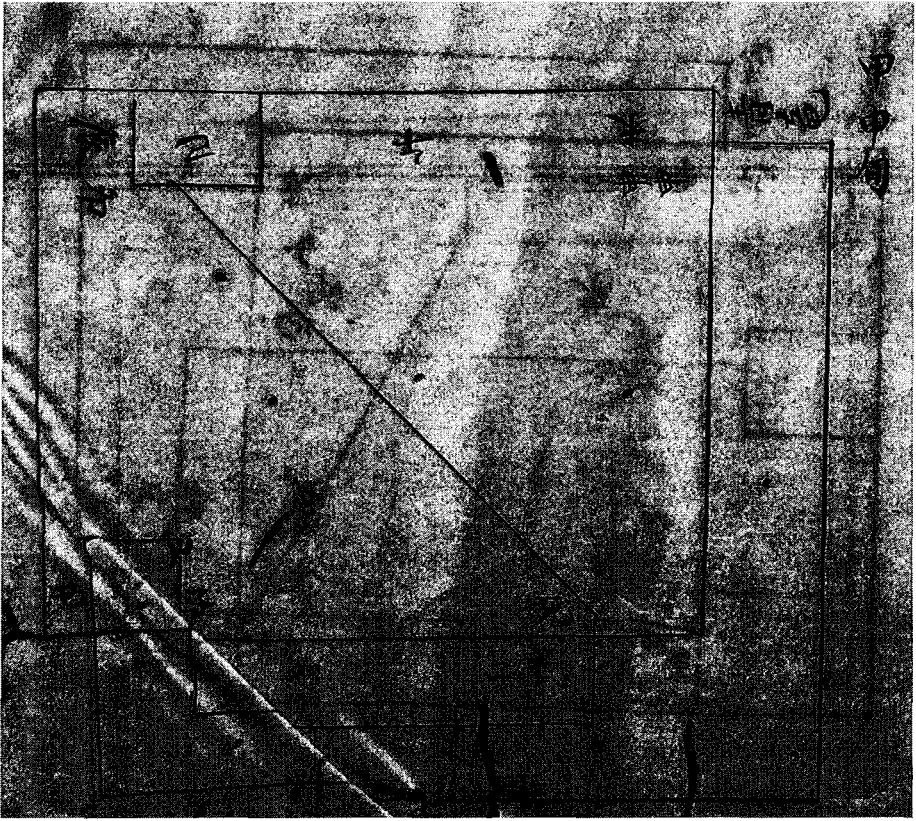
再拜々々立申起請之事

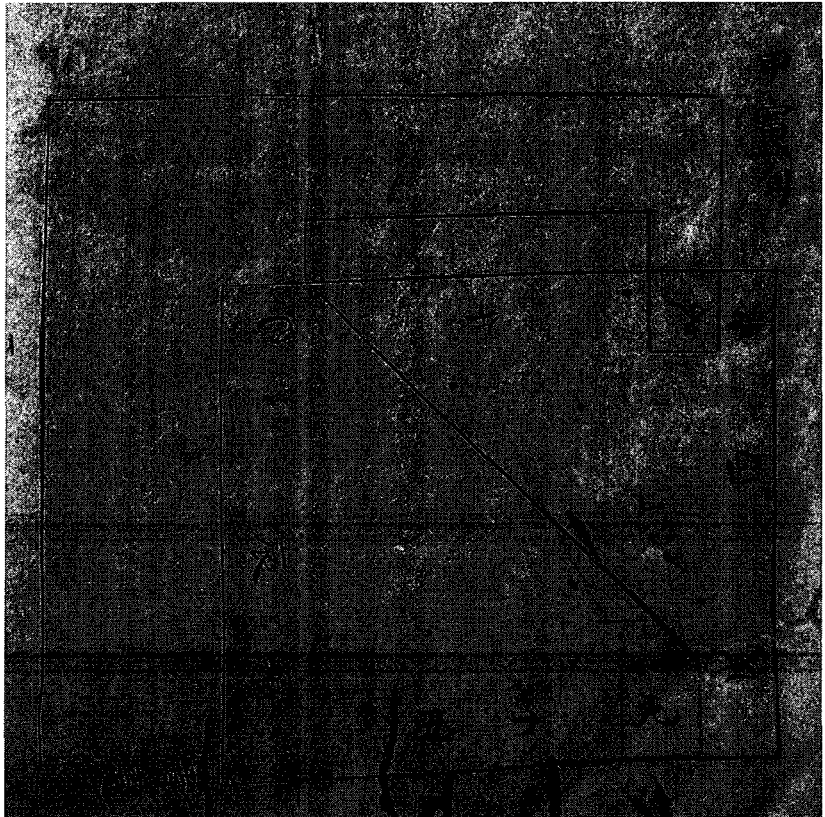
右之元習三傳此法之大事、師近者不二蔑二親之契約、深可レ奉重荷坑一
於レ一流相傳之師一哉、若存レ橋慢者上、梵天帝尺四天王妙見菩薩ほさつ广
利支天王界諸天等外九万八千軍神、別者伊勢天照大神八幡三所初奉日
本国中大小神祇、冥道御罰可レ蒙者也、仍起請文如レ件、

年月日 在判

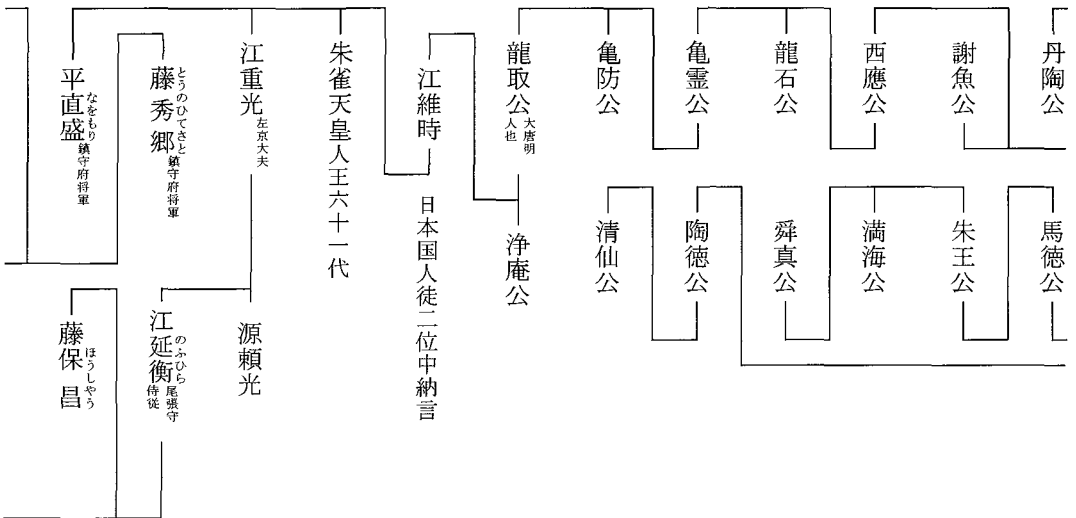
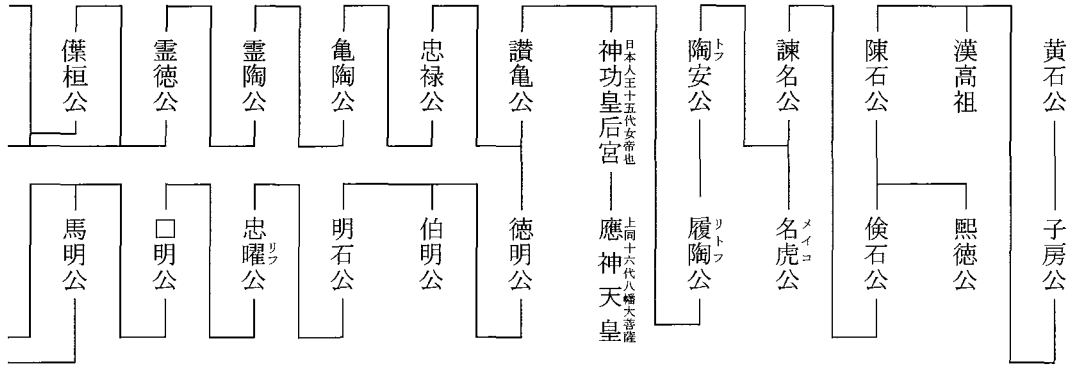
大般若經五百卅卷曰、勝軍梵志雖由信解力帰起佛法而能以少分之智
一切之性空得諸事勝云、

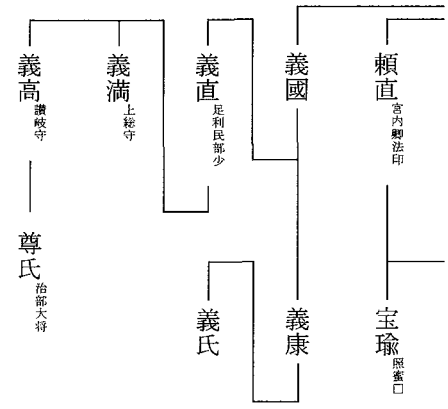
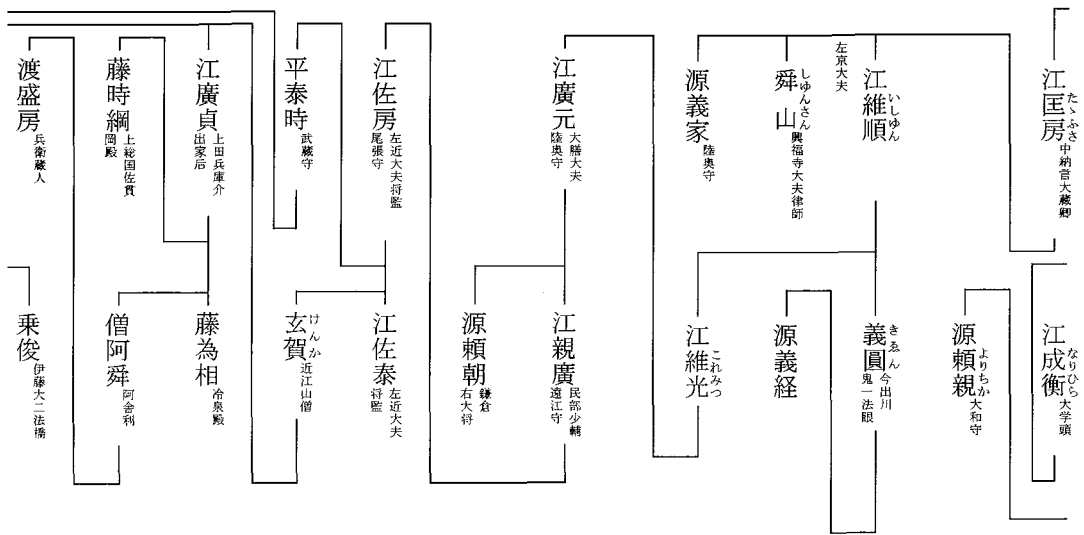






兵法相傳血脈之次第
 广利支天垂迹
 妙見菩薩化現





傳燈大阿闍梨權大僧都尊祐 源家令

萬治三年

庚子九月吉日

虎之卷下終

(やまだゆうじ 三重大学人文学部)